

## 人見亜希子社会保険労務士事務所

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル6階  
TEL : 06-6226-8744 FAX : 06-6226-8745  
MAIL : akiko.hitomi@sunny.ocn.ne.jp  
URL : <http://www.hitomi-sr.jp/>



# 事務所だより

## ●2月のお仕事カレンダー

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

## ●2月のアクション

### [1] 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度(第1期)より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

【参考サイト】:厚生労働省「労働保険料等の口座振替納付」

### [2] 昇給の準備

4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

### [3] 新入社員の受入れ準備

入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、制服や寮の手配など、時間がかかるものは早めに準備を進めましょう。

## ●2023年の労働関係法改正とその対応

### ◆「賃金」に関する改正への対応

4月1日以降、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%（深夜割増賃金率は75%）となります（引上げ分の割増賃金支払いに代えて有給の休暇（代替休暇）の付与も可能）。就業規則等の見直しの要否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取組みができていますか確認しておきましょう。

また、2020年4月以降賃金請求権の消滅時効期間が3年に延長されており、4月1日以降、過去3年分の賃金請求権が発生します。賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

さらに、デジタルマネーによる賃金支払いも導入されます。若い従業員などが希望する可能性もありますから、対応を検討しておきましょう。

### ◆「データ公表義務」への対応

2022年7月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね3カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301人以上の企業で義務化されています。厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象となっていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、4月以降、常時雇用1,000人超の事業主に、育児休業等の取得状況の年1回公表が義務づけられます。江崎グリコ株式会社による昨年9月の調査で、パパ育休制度を認知している人の7割超が利用したいと回答するなど、利用しやすい環境が整っているかも関心を集めていますので、こちらも対応を検討しておくといでしょう。

### ◆参考サイト

【厚生労働省リーフレット「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」】

【厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」】

【厚生労働省「女性の活躍に関する「情報公表」が変わります」】

【厚生労働省「「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・計算例について」】

## ●割増賃金率 50%への引き上げに向けて求められる取組み

上述の通り、いよいよ2023年4月より、中小企業においても1ヶ月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る。以下同じ）に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められます。以下では2023年3月までに必要となる対応についてとり上げます。

### ◆就業規則の変更と算出方法

割増賃金率は賃金の計算に関する事項として、就業規則に記載が必要です。1ヶ月60時間を超える時間外労働を命じることがあるときは、就業規則を変更しましょう。厚生労働省のモデル就業規則では、以下の規定例になっています。

第〇条（割増賃金） 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとし、この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60 時間以下・・・25%
- ② 時間外労働 60 時間超・・・50% （以下、略）

なお、1ヶ月60時間を超える時間外労働は、1ヶ月の起算日から時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から対象となります。算出例は右のカレンダーのとおりです。

### ◆システムの設定変更

労働時間数を自動的に集計する機能のある勤怠管理システム等を導入している場合は、1ヶ月60時間を超える時間外労働時間数を別途集計する必要が出てきます。勤怠管理システムの設定を確認し、どのタイミングで変更が必要なのか、スケジュールを立てておきましょう。

勤怠管理システム等を導入していない場合は、1ヶ月60時間を超える時間外労働時間数の集計もれがないように、集計表に集計欄を追加するなど対応が必要です。

また、給与計算システム等も、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上で計算されるように設定の変更が必要となります。

今回の割増賃金率の引き上げに対し、割増賃金の計算が正しい内容で行われているか（割増賃金の対象となる賃金、分母の所定労働時間数）、そして、それに沿った給与計算システム等の設定が行われているかを点検し、問題があれば改善しましょう。

### 具体的な算出例

・1ヶ月の起算日が毎月1日、法定休日は日曜日  
 ・カレンダー(月～土)の時間数は、時間外労働時間数

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑法定休日労働                      ↑1ヶ月60時間を超える時間外労働  
 時間外労働(60時間以下)割増賃金率:25% 該当時間数:60時間  
 時間外労働(60時間超)割増賃金率:50% 該当時間数:10時間

## ●「多様な正社員」の現状

無期転換ルールによって無期雇用となった社員の重要な受け皿の1つとして期待されている、勤務地限定正社員や職務限定正社員、労働時間限定正社員のいわゆる「多様な正社員」。

労働政策研究・研修機構が、企業側、労働者側それぞれについて調査を行った結果（2021年実施）が公表されています。企業調査として従業員規模30人以上の全国の民間企業等が5,700社あまり、労働者調査として20歳以上の正社員、契約社員・嘱託、パート・アルバイト、派遣社員が2万人回答しています。

### ◆多様な正社員がいる企業は18.3%

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・労働時間限定）がいる企業は、全体の18.3%となっています。

### ◆採用方法

企業が多様な正社員を採る方法は、「中途・通年採用」の割合が最も高くなっています。「有期契約労働者からの転換」や「無期転換社員からの転換」によっている企業の割合も約2割あります（複数回答）。

### ◆トラブル

限定された労働条件の変更について、限定内容に反することや限定区分の変更による配慮などに関してトラブルが生じているようです。内容は、企業側からの区分変更の申入れが拒否された、労働者側からは会社都合で限定内容が変更された、という原因がそれぞれ最も高くなっています。

調査では、限定内容の説明をしていなかったり、限定内容について規定していなかったりした企業で、よりトラブルが多く発生していると報告されています。働き方の多様化への対応のためには、目を通しておいたほうがよい資料です。なお、無期転換については、労働条件の明示事項の追加等が検討されていますので、今後の動向に注意しておきましょう。

### ◆参考サイト

【労働政策研究・研修機構「多様化する労働契約の在り方に関する調査」】

## ●ビジネスメール詐欺にご注意を

ビジネスメール詐欺とは、電子メールを組織や企業に送付し、攻撃者の用意した口座に送金させる手口を指します。その被害は今後も深刻なものになると予想され、ますます警戒が必要です。

### ◆詐欺のパターン

IPA(情報処理推進機構)によると、ビジネスメール詐欺は以下の2つのパターンが多く確認されているようです。

- \*取引先からの請求書の偽造
- \*経営者等へのなりすまし

前者は、攻撃者が取引先になりすまし、偽の請求書(振込先を攻撃者の用意した口座に差し替えたもの等)を送り付けるというものです。この場合、攻撃者は取引に用いているメールの内容を、何らかの方法で盗み見る等を行っていることがあります。

後者は、企業の経営者や経営幹部などになりすまし、従業員に攻撃者の用意した口座に振り込みをさせるというものです。企業内の財務・経理担当者が狙われる傾向があり、「秘密の案件で相談がある」といった要件でメールが届くという手口も確認されています。



### ◆ビジネスメール詐欺対策

ビジネスメール詐欺に限ったことではありませんが、ITにおける防御は一つ対策を行って終わりではなく、幾重にも対策を行って安全性を高めることが重要です。特にビジネスメール詐欺は「人を騙す」という切り口での攻撃であり、システムやセキュリティソフトでの機械的な防御だけでは、対策が難しいとされています。IPAでは、次のような対策を組み合わせるよう勧めています。

- \* ビジネスメール詐欺の存在を知ること、組織内で周知を行うこと
- \* 普段と異なるメールに注意する習慣づけを行うこと
- \* 電信送金に関する社内規程を整備すること
- \* ウイルス・不正アクセス対策を行うこと

### ◆被害にあった場合の対処

セキュリティにおいて忘れられがちなのが、被害にあった際の対処フローです。IPAでは被害にあった際の際の対処として、以下を提案しています。

- \* 送金のキャンセルや組み戻し手続き
- \* 状況把握、時系列記録、証拠の収集
- \* 暫定対応と原因調査
- \* 社内外への注意喚起とグループ会社等を含めた情報共有

ビジネスメール詐欺に限らず、攻撃手法は日々進化しています。大切な情報資産を守るためにも、常に最新の情報を追うことが重要です。IPAでは、セキュリティに関する情報を頻繁に発信しています。対策がわからないという場合は、IPAの公式ページ※を確認するとよいかもしれません。

※ IPA 独立行政法人情報処理推進機構

情報セキュリティ <https://www.ipa.go.jp/security/index.html>

ビジネスメール詐欺(BEC)対策特設ページ <https://www.ipa.go.jp/security/bec/index.html>

<編集後記>あつという間に1月も終わりでですね。先日、東大医学部卒業の医学者であり精神科医であり小説家でもある、多彩という言葉で言い表せない加賀乙彦さんがお亡くなりになりました。訃報を知り、学生の頃、友人の勧めで読んだ小説「フランドルの冬」で人の孤独や死生観のようなものを考えるきっかけになったことを思い出しました。言語学者の金田一秀穂さんが卒論の指導教授だった加賀乙彦さんに、自身の研究者としての才能の有無を尋ねたところ「才能は能力ではなく、どうしようもなく好きでやめられない性格」と答えたというエピソードも印象深く記憶に残っています。93歳大往生ですがご冥福をお祈りするばかりです。 特定社会保険労務士 人見亜希子